

公 告

この度、福山市の一部を地域とする県営土地改良事業(ため池等整備事業三反田池地区)の施行の申請をしたいから、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

ついては、この事業計画にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又は、この地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第3条の規定によって2025年(令和7年)12月/日までに福山市農業委員会へ申し出られたい。

2025年(令和7年)11月18日

事業申請人

[Redacted signature block]

記

- 1 県営土地改良事業計画概要
- 2 造成される土地改良施設の予定管理方法書
- 3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準